

七ヶ宿町 1

事業名	被災住宅修繕工事費補助金
事業主体	七ヶ宿町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☒ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	自然災害により被災した町民が所有する住宅の修繕工事に係る経費の一部に対し補助金を交付する。
補助対象要件	①町民が町内に所有する個人住宅及び併用住宅であって自然災害により被害を受けたもの ②災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受けたもの ③貸家、アパート等は対象外
補助金額等	補助対象金額の30%に相当する額、10万円を限度とする。
補助申請期間	大雨、暴風、水害、豪雪、地震、落雷等で、町長が認めた自然災害があった時
その他	
ホームページ	
お問合せ先	七ヶ宿町 総務課 0224-37-2111

七ヶ宿町 2

事業名	街なみ景観整備事業
事業主体	七ヶ宿町

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☒ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	・参勤交代の面影を残すかやぶき屋根の改修、高気密高断熱、太陽光・蓄電池、エコキュート設置等についてを補助金を交付する。																																											
補助対象要件	(1) 補助金申請時に町の住民基本台帳に記載されていること。 (2) 補助対象となる住宅を町内に所有し、かつ、居住していること。 (3) 申請時に町税等を滞納していないこと。 (4) 町が実施する住宅に関する助成金及び補助金の交付を受けていないこと。 (5) 町で定める、住宅の外観に関する基準を概ね満たす住宅であること。 街なみ景観審査会の承認を得たものが補助対象。																																											
補助金額等	<table><tr><th>交付対象となる経費</th><th>補助率</th><th>限度額 (円)</th><th>備考</th></tr><tr><td>ア かやぶき屋根の修繕に係る費用</td><td>1 / 2</td><td>1 0 0万円</td><td></td></tr><tr><td>イ 高気密高断熱住宅の建築に係る費用</td><td>－</td><td>1 0 0万円</td><td>延べ床面積 1 0 ㎡につき 1 0万円</td></tr><tr><td>ウ 壁、天井、床に断熱材を入れる工事に係る費用</td><td>1 / 2</td><td>1 0 0万円</td><td>ウ及びエのいずれか又はそれぞれの費用の合算</td></tr><tr><td>エ 窓等を高気密高断熱化する費用</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>オ 太陽光発電設備の設置に係る費用</td><td>1 / 2</td><td>1 0 0万円</td><td>オからキのいずれか又はそれぞれの費用の合算</td></tr><tr><td>カ 蓄電池の設置に係る費用</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>キ エコキュートの設置に係る費用</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ク バリアフリー住宅の建築に係る費用</td><td>－</td><td>1 0 0万円</td><td>一律1 0 0万円</td></tr><tr><td>ケ 既存住宅のバリアフリー化に係る費用（改修に附帯して必要となる費用も含む。）</td><td>1 / 2</td><td>1 0 0万円</td><td>規定する工事に要した費用の合算額が4 0万円以上のものに限る。</td></tr></table>				交付対象となる経費	補助率	限度額 (円)	備考	ア かやぶき屋根の修繕に係る費用	1 / 2	1 0 0万円		イ 高気密高断熱住宅の建築に係る費用	－	1 0 0万円	延べ床面積 1 0 ㎡につき 1 0万円	ウ 壁、天井、床に断熱材を入れる工事に係る費用	1 / 2	1 0 0万円	ウ及びエのいずれか又はそれぞれの費用の合算	エ 窓等を高気密高断熱化する費用				オ 太陽光発電設備の設置に係る費用	1 / 2	1 0 0万円	オからキのいずれか又はそれぞれの費用の合算	カ 蓄電池の設置に係る費用				キ エコキュートの設置に係る費用				ク バリアフリー住宅の建築に係る費用	－	1 0 0万円	一律1 0 0万円	ケ 既存住宅のバリアフリー化に係る費用（改修に附帯して必要となる費用も含む。）	1 / 2	1 0 0万円	規定する工事に要した費用の合算額が4 0万円以上のものに限る。
交付対象となる経費	補助率	限度額 (円)	備考																																									
ア かやぶき屋根の修繕に係る費用	1 / 2	1 0 0万円																																										
イ 高気密高断熱住宅の建築に係る費用	－	1 0 0万円	延べ床面積 1 0 ㎡につき 1 0万円																																									
ウ 壁、天井、床に断熱材を入れる工事に係る費用	1 / 2	1 0 0万円	ウ及びエのいずれか又はそれぞれの費用の合算																																									
エ 窓等を高気密高断熱化する費用																																												
オ 太陽光発電設備の設置に係る費用	1 / 2	1 0 0万円	オからキのいずれか又はそれぞれの費用の合算																																									
カ 蓄電池の設置に係る費用																																												
キ エコキュートの設置に係る費用																																												
ク バリアフリー住宅の建築に係る費用	－	1 0 0万円	一律1 0 0万円																																									
ケ 既存住宅のバリアフリー化に係る費用（改修に附帯して必要となる費用も含む。）	1 / 2	1 0 0万円	規定する工事に要した費用の合算額が4 0万円以上のものに限る。																																									
補助申請期間	毎年4月～2月まで受付																																											
その他																																												
ホームページ																																												
お問合せ先	七ヶ宿町 農林建設課 0 2 2 4－3 7－2 1 1 5																																											

七ヶ宿町 3

事業名	住みたい「住宅」応援事業
事業主体	七ヶ宿町

対象者	☒ 個人(持ち家)	☒ 個人(賃貸)	☐ 事業者				
対象工事	☒ 新築(建設)	☒ 改修・増築	☐ 購入				
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☒ 移住定住・子育て等支援	☒ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	・町では、町民の方がいつまでも安心して生活できるよう新築住宅や、移住を目的として町内に住宅を新築した方、二世帯住宅リフォームする場合、空き家の有効活用のためのリフォーム・解体・生活用品処分等に対して助成を行います。															
補助対象要件	・交付対象となる経費 ・新築住宅及び改修(増築及び改築に限る。) 300万円に満たない場合、費用の1/2 ・空き家改修(空き家のリフォーム) 100万円に満たない場合、費用の1/2 ・空き家の環境整備(空き家の解体) 100万円に満たない場合、費用の1/2 ・家財の処分(空き家の生活用品の処分) 15万円に満たない場合、費用の1/2															
補助金額等	<table> <tr> <th>区分</th> <th>限度額(円)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>新築及び改修(増築及び改築に限る。)</td> <td>3,000,000</td> <td>限度額に満たない場合、費用の1/2</td> </tr> <tr> <td>空き家改修</td> <td>1,000,000</td> <td>限度額に満たない場合、費用の1/2</td> </tr> <tr> <td>空き家の環境整備</td> <td>1,000,000</td> <td>限度額に満たない場合、費用の1/2</td> </tr> <tr> <td>家財の処分</td> <td>150,000</td> <td>限度額に満たない場合、費用の1/2</td> </tr> </table>	区分	限度額(円)	備考	新築及び改修(増築及び改築に限る。)	3,000,000	限度額に満たない場合、費用の1/2	空き家改修	1,000,000	限度額に満たない場合、費用の1/2	空き家の環境整備	1,000,000	限度額に満たない場合、費用の1/2	家財の処分	150,000	限度額に満たない場合、費用の1/2
区分	限度額(円)	備考														
新築及び改修(増築及び改築に限る。)	3,000,000	限度額に満たない場合、費用の1/2														
空き家改修	1,000,000	限度額に満たない場合、費用の1/2														
空き家の環境整備	1,000,000	限度額に満たない場合、費用の1/2														
家財の処分	150,000	限度額に満たない場合、費用の1/2														
補助申請期間	毎年4月～2月まで受付															
その他																
ホームページ																
お問合せ先	七ヶ宿町 農林建設課 0224-37-2115															